

7 福薬業発第 4 2 7 号
令和 8 年 2 月 2 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 岸田 義博

薬学実践実習に関する指針について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）が適用される令和 6 年度以降の入学生については、従来の 2 2 週の必須の実務実習に加え、選択制として「追加の実習」（以下、「薬学実践実習」）が予定されている旨は、令和 7 年 9 月 2 5 日付、7 福薬業発第 2 2 1 号にてご案内しておりますが、標記の件につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会薬学教育担当役員及び貴会会員へご案内いただきますようお願い申し上げます。

日薬業発第 426 号
令和 8 年 2 月 4 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 渡邊 大記

薬学実践実習に関する指針について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）が適用される令和 6 年度以降の入学生については、従来の 22 週の必須の実務実習に加え、選択制として「追加の実習」（以下、「薬学実践実習」）が予定されている旨は、令和 7 年 2 月 18 日付日薬業発第 440 号にてご案内すると共に、令和 7 年 4 月開催の「薬局実務実習担当者全国会議」にて、ご説明申し上げます。本「薬学実践実習」につきましては、当初より薬学教育協議会（以下「協議会」）内の「実務実習に関するガイドライン改訂ワーキンググループ」にて、本会役員も参画する中で検討が行われて参りましたが、今般その具体的指針等が「薬学実践実習に関する指針」としてまとめ、協議会より別紙のとおり通知されましたので、ご案内申し上げます。

つきましては会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきご了知賜りますと共に、貴会関係者にご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本「薬学実践実習」につきましては、今後貴会にも、色々ご協力をお願いすることがあるかと存じますが、ご高配の程よろしくお願いいたします。また「薬学実践実習」関連で、今後協議会より追加連絡等ありましたら速やかにご案内申し上げますので、お含みおき願います。

別紙

薬教協発第 25068 号

2026 (令和 8) 年 1 月 23 日

関係各位

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 本間 浩

病院・薬局実務実習推進委員会

座長 太田 茂



薬学実践実習に関する指針について (連絡)

拝啓

日頃より、薬学教育協議会の活動にご支援とご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、「臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム (令和 4 年度改訂版) 対応～」において、「実務実習のさらなる充実のために」として「追加の実習」(薬学実践実習)が記載されました。当協議会では、病院・薬局実務実習推進委員会において本件について審議し、令和 7 年 2 月に「臨床における実務実習に関するガイドライン (令和 5 年 12 月) に記載された「追加の実習」に関する対応方針」を公表したところです。

当協議会では、「実務実習に関するガイドライン改訂ワーキンググループ」において、令和 7 年度においても引き続き薬学実践実習に関して議論を続けてまいりました。2025 年末までの審議内容について、病院・薬局実務実習推進委員会において審議・承認されましたので、茲に「薬学実践実習に関する指針」としてお知らせいたします。

関係方面への周知方、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

【添付資料】 薬学実践実習に関する指針

薬学実践実習に関する指針

令和5年12月に公表された「臨床における実務実習に関するガイドライン」には、「2-1（3）実務実習のさらなる充実のために」において「22週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。」と記載された。

この「追加の実習」については、「臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）に記載された「追加の実習」に関する対応方針」を、令和7年2月に公表した（添付資料1）。当概方針では、「追加の実習」の名称を「薬学実践実習」とし、当面は選択制の実習として設定している。

さらに、① 医療提供施設（薬局・病院）での実習（p.3 II.「医療提供施設での薬学実践実習」とともに、② ①以外の場（行政や企業など）での実習（p.5 III.「医療提供施設以外での薬学実践実習」）も想定している。

国内の医療提供施設（薬局・病院）での実践実習については、薬学教育協議会地区調整機構による調整作業が計画されており、各地区調整機構で十分な協議をお願いしたい。本指針は、当該方針決定後に議論された内容をまとめたものである。

I. 薬学実践実習について

I-1. 実習ユニット

- 実習はユニットごとに単位を認定する。1ユニット＝1週間以上を原則とする。
- 各大学は、8週間分の実習を学生に提示することを基本とする。
- 各ユニットの実習の単位数は期間に応じて大学が設定する。
- 薬学実践実習の単位は、他の科目の単位と明確に区別して設定する。
- 各大学の実施可能な範囲で設定してよい。最終的には全ての学生が8週間程度の実習を経験できる体制を目指す。

I-2. 卒業要件との関係

- 当面は、選択科目として設定する。
- 将来的には必修科目として設定されることを目指す。
- 当面は「自由科目」として設定可能。

I-3. 実習時期

- ① 医療提供施設(病院・薬局)での実習と② それ以外の場(行政や企業など)での実習は、原則として必修の薬学実務実習(22週間)が修了した後に行う。
- ユニットごとに履修可能で、連続していなくても差し支えない。
- 薬学実務実習は薬局-病院の順番に連続して行うことが原則であるが、医療提供施設以外で薬学実践実習を行う場合は、教育効果を高めるために原則に基づかない実習を行うことは差し支えない。ただし、11週間の実務実習を中断して行わないこと。

I-4. 実践実習開始にあたって

薬学実践実習は、「臨床における実務実習(以下「実務実習」という。)」の実習目標に到達した上で行う実習であることから、まず、大学、実習施設には「薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版)(以下「改訂版コアカリ」という。)」の内容を十分理解し、改訂版コアカリに準拠した実務実習を確実に準備し実施することが求められる。そのために、大学、実習施設は、改訂版コアカリの学修目標に対応した実習内容の吟味、新しい評価方法の理解を進める等の準備・実践を確実に行っていただきたい。

また、本実習は、薬学教育の一環として行うものであり、就職活動(インターンシップ等)とは目的及び内容が別であることを明確に担保すること、実習の実施にあたっては、教育的観点をもっと優先し、学生が学修目的をもって参加する体制を確保することに十分留意いただきたい。

I-5. 薬学実践実習の目的

- 特に医療提供施設での実習においては、実務実習を修了した薬学生が患者・生活者に対して薬物治療の個別最適化の経験をさらに深め、多職種連携、医

療マネジメント・安全、地域医療への貢献等の観点から薬剤師として求められる基本的な資質・能力を修得することを目指す。

- ・ 薬剤師の多様な活躍の場で、その社会的役割を体験し、将来のキャリア形成につなげることを目的とする。

I-6. 薬学実践実習を履修する学生の条件

- ・ 薬学実践実習を履修する学生は、「病院・薬局実務実習に対する基本的な考え方(施設要件等)について」に記載されている実務実習を履修する学生の要件(薬学共用試験に合格していること等)を満たしていること。

II. 医療提供施設での薬学実践実習

II-1. 実習施設の要件

臨床における実務実習での施設要件(「病院・薬局実習に対する基本的な考え方(施設要件等)について」を満たしている施設は、薬学実践実習の施設要件を満たしている。

これまでに薬学実務実習を行ったことが無い施設について、以下の要件を満たす場合は、薬学実践実習を実施できる。

- ・ 薬学実践実習の目的を達成できる施設。
- ・ 薬剤師が専門的な業務を行い、社会貢献を行っている施設。
- ・ 原則として、認定実務実習指導薬剤師が在籍し指導を行うこと。
- ・ 認定実務実習指導薬剤師が在籍していない施設で実習を行う必要がある場合は、受入れ薬局の連携薬局又は責任施設(基幹となる病院)のグループ施設となる等、担当の認定実務実習指導薬剤師の指導の下、責任ある教育体制が整っているか大学が確認し担保すること。
- ・ 「臨床における実務実習に関するガイドライン」及び「病院・薬局実習に対する基本的な考え方(施設要件等)について」を踏まえた実習を行うことができる施設。

II-2. 実習実施体制

- 「臨床における実務実習に関するガイドライン」に準拠する。
- 実施前の準備、実施中の情報共有、終了後のフィードバックを大学・学生・施設間で実施する。
- トラブルやハラスメント対応も「臨床における実務実習に関するガイドライン」に準拠する。

II-3. 実習の評価

- 評価は「臨床における実務実習に関するガイドライン」に準拠し、その概略評価(評価ルーブリック)を利用することを原則とする。
- 実習内容や施設によって大学独自の評価を行うことも可能。
- ユニットごとの評価・フィードバックを学生・施設・大学間で実施する。

II-4. 実習の内容について

医療提供施設での薬学実践実習は、実務実習で修得した能力の更なる向上を目指す実習であるため、改訂版コアカリに記載されている「F 臨床薬学」の学修目標を実務実習で修得した後、さらにその学修を重ねることで、臨床における実践的な能力を深める、あるいは、実務実習では時間や期間の制約上、十分に体験できなかった内容を医療現場等で実践、体験することで、医療や地域等への視野を広げ、薬剤師として求められる基本的な資質・能力のレベルアップを図る実習内容とする。

<薬学実践実習の例示：薬学実践実習の目的に合致するように各大学で実習内容を設定するにあたり、あくまでも参考例として以下に例を示す。>

- ・実務実習で修得した内容を踏まえ、患者の状態を総合的に評価して薬物療法を最適化できる臨床実践力を深化させる実習
- ・継続的に患者を担当し、経過を追う中で薬物治療の個別最適化を実践する能力を高める実習
- ・病院、薬局の連携を基盤として、地域連携及び多職種連携への理解を深め、それぞれの地域における医療に主体的に貢献する能力を養う実習

- ・地域住民の健康増進や公衆衛生活動等に参画し、予防・健康支援に貢献する力を向上させる実習
- ・臨床や地域実践で得た課題をもとに、新たなエビデンスを創出する研究能力を培う実習

※各大学で実施されている実務実習を踏まえた追加の実習に関する資料（添付資料2:薬学教育協議会のアンケート調査）を参照。

Ⅲ. 医療提供施設以外での薬学実践実習

- ・ 薬剤師の多様な活躍の場で、その社会的役割を体験し、将来のキャリア形成につなげることを目的とする。ただし、薬学実践実習の趣旨に照らし、自大学の非臨床研究を実施するものは除く。
- ・ 評価は「臨床における実務実習に関するガイドライン」に準拠し、その概略評価（評価ルーブリック）を利用することを原則とするが、実習内容や施設によって大学独自の評価を行うことも可能。
- ・ 薬学実践実習の目的に合致するように各大学で実習内容を設定するにあたり、あくまでも参考例として以下に例を示す。

(1) 行政・公的機関での実習

- ・ 医薬品事業所の監視指導業務
- ・ 医療・薬事に関する許認可手続き業務
- ・ 試験所や薬剤師会での業務
- ・ 地方薬務行政機関や地域の保健所での業務

(2) 研究機関での実習

- ・ 創薬・臨床・品質管理などの業務
- ・ 医薬品開発・治験関連機関での業務

(3) その他(医薬品卸などでの実習)

- 地域医薬品供給の流通管理、医薬品情報収集
- 緊急時対応や在庫管理業務

添付資料1 「臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）
に記載された「追加の実習」に関する対応方針」（令和7年2月公表）

添付資料2 「実務実習終了後、引き続き医療現場で実施している実務実習関連のプログラムについて」の大学からの回答（薬学教育協議会によるアンケート調査結果の一部抜粋）

臨床における実務実習に関するガイドライン（令和 5 年 12 月）に記載された 「追加の実習」に関する対応方針

（1）薬学教育の現状

薬剤師に求められている役割や業務は大きく変化し、それに伴い薬学実務実習に対して期待される役割は非常に大きい。

また、薬学部を卒業した学生の進路は他の医療系学部と比較すると多様化しており、病院・薬局だけでなく、医薬品・化学関連企業や衛生行政・大学等様々な進路選択（※1）があることが薬学部の特徴の一つである。

さらに、実務実習終了後、臨床現場での学修（実習）を実施している大学は 24 大学（※2）であり、地域医療を学ぶ実習、臨床開発を担うための知識・技能を習得するための実習、海外での実務研修等各大学で工夫した実習が行われている。

※1 「薬系大学卒業生・大学院修了者の就職動向調査の集計報告（令和 6 年 3 月 薬学教育協議会）」によると、令和 6 年 3 月薬科大学 6 年制学科卒業生のうち、就職先の内訳は、薬局 4,502 名 (47.7%)、病院・診療所 2,003 名 (21.2%)、医薬品・化学関連企業 830 名 (8.8%)、進学 189 名 (2.0%)、衛生行政・大学等 183 名 (1.9%)、医薬品販売業 129 名 (1.4%)、その他 567 名 (6.0%)、未定（未報告含む）1,035 名 (11.0%) となっている。

※2 別表「薬学実務実習の現状確認と更なる充実改善に向けたアンケート集計結果（令和 5 年度 薬学教育協議会）」

（2）対応方針

1) 名称について

ガイドラインに記載している「追加の実習」という語句は、薬剤師としての実践的な能力の更なる向上を目指す新たな実習であるとともに、薬剤師の多様な進路に対応した実習を企図していることから、「薬学実践実習」とする。

2) 目的について

薬学実践実習は、将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）の単なる延長ではなく、将来学生が進む進路のために必要だと考える能力の修得、自らに必要な能力の向上を図るための選択制の実習とする。

3) 実習内容について

薬学実践実習には、

- ① 病院や薬局の医療現場での実習
 - ② ①以外の場での実習
- などが考えられる。

今後、大学が医療現場との連携・協議を重ねて現行の薬学実務実習の充実と質の向上に努めるとともに、①の医療現場での薬学実践実習については、円滑な導入と実施のために、病院・薬局と連携し、当該趣旨を踏まえて薬学教育協議会と共同して検討を進めていく。

また、②の医療現場以外での薬学実践実習についても、関係機関と連携して薬学教育協議会と共同して検討を進めていく。

① の医療現場での実習では、

①-1 薬学実務実習と同一施設で継続して実施する実習や別の施設で実施する実習が想定される他、①-2 実習内容を指定した特定の医療提供施設での実習等が考えられる。

薬学実践実習の事例としては、以下のような実習が考えられる。(以下に記載する事例は、あくまで例示案であり、具体的な実習要件や内容等については引き続き関係委員会等で検討する。)

【薬学実践実習の事例】

① 医療現場での薬学実践実習

①-1

- ・ 多職種連携を介して地域支援を行う病院・薬局実習
- ・ 専門性を活かした患者ケアを実践する病院・薬局実習
- ・ 薬剤師の確保を特に図るべき区域における病院・薬局実習
- ・ 先導的薬剤師を目指す病院・薬局実習
- ・ 主に臨床現場と協働して臨床をテーマとした研究を行うもの。主に大学内で行われる卒業研究とは別とする。

①-2

- ・ 漢方相談薬局での実習
- ・ 海外の医療提供施設での実習

② ①以外の場での薬学実践実習

- ・ 行政（自治体、公的試験研究機関）や PMDA 等での実習
- ・ 企業や各種団体等での実習（採用活動とは別とする。）

※国内の医療現場で薬学実践実習を行う場合は、混乱の無いように薬学教育協議会地区調整機構で調整に努めることとする。

4) 時期・期間について

薬学実践実習の期間は8週間程度実施できることを目指す。病院・薬局での薬学実践実習の時期については、薬学実務実習の後に行うこととする。

薬局-病院の順番に連続して薬学実務実習を行うことが原則であるが、大学において薬学実践実習のスケジュールを考慮し、教育効果を高めるための薬学実践実習を計画することは差し支えない。

具体的な時期・期間については引き続き関係委員会等で検討する。

5) 実習の指導体制

医療現場での薬学実践実習では、「臨床における実務実習に関するガイドライン」に則った指導体制を原則とする。

なお、医療現場での薬学実践実習について、目的、内容等に関して、認定実務実習指導薬剤師に向けた説明会を行うこととする。

<参考：臨床における実務実習に関するガイドライン（令和5年12月）（抜粋）>

22週の実務実習終了後、各学生の希望と各大学が有する教育資源に応じ、病院又は薬局で行う追加の実習を選択で実施し、臨床に係る実践的な能力の更なる向上を図る。この追加の実習等を8週間程度実施できることを目指して、大学は環境の整備に努める。また、追加の実習を実施することによる効果を検証し、将来の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けて、実務実習の更なる充実を検討する。

(添付資料2)

「実務実習終了後、引き続き医療現場で実施している実務実習関連のプログラムについて」の大学からの回答

(2025年6月実施のアンケート調査より)

III. 実務実習終了後の教育の状況について（現行の「ガイドライン」における各大学の実務実習終了後の教育）

III-2. 実務実習終了後、引き続き医療現場で実施している実務実習関連のプログラムについて具体的に回答してください

(名称、時間数、学生数、目的・内容等、実習先（病院・薬局等）、必修・選択）。*[時間数]の欄は単位もご記入ください。

<実施大学数：24>

大学名	名称	時間数	学生数	目的・内容等	実習先	必修/選択
大学-1						
大学-2						
大学-3						
大学-4						
大学-5	実践チーム医療論	34.5時間 1単位	7	チーム医療に必要なアドバンスな知識・技能・態度について修得する。	病院	選択
大学-6						
大学-7						
大学-8						
大学-9						
大学-10						
大学-11						
大学-12						
大学-13	レジデント実習	0	5	臨床研究	病院	選択
大学-14						
大学-15	海外実務実習（現地実習）	10日	10	MOU提携校・付属医療施設における見学・体験実習	病院・薬局	選択
大学-16						
大学-17						
大学-18						
大学-19	在宅医療特論演習	16時間	10	・福祉・看護・薬学の実務実習経験者で構成するメンバーでチームを形成し在宅ケアの実践活動に携わることにより、専門職が連携して行う対象者ケアの実際を学ぶ。 ・自職種及び他職種の専門職理解、専門職連携のためのチームビルディングの重要性、専門職協働の実体験、および振り返りを通じて、在宅ケアに携わる専門職に必要とされる素養を身につける。	介護施設、薬局、クリニック	選択
	アドバンスト実務実習	10日	13	医療、医薬品開発、および地域包括ケアシステム等における薬剤師職能を修得する。	病院、薬局、薬事情報センター	選択
大学-20	地域医療見学・体験実習	1日	206	地域で生活する在宅療養者およびその家族に対する医療専門職、福祉・介護専門職の実践を見学・また一部体験することにより、地域における多職種による在宅療養者への支援体制を理解し、薬剤師としての役割を考える。	患者宅 地域包括支援センター	必修
大学-21						
大学-22	漢方調剤薬局実務演習	5日	6	漢方に特化したアドバンスト薬局実務実習として実施	薬局	選択
	チーム医療病院実習	プログラムによる。 8～24時間	10	チーム医療教育のさらなる充実を図るため臨床の現場でより実践的にチーム医療について学ぶ。	病院	選択

大学名	名称	時間数	学生数	目的・内容等	実習先	必修/選択
大学-23	国内アドバンスト実習	12週間	5	高度先端医療施設でのチーム医療への参加等を通じ、ファーマシューティカルケアの実践的能力を高める	病院	必修
	海外アドバンスト実習	4～5週間	5	海外協定校の附属病院等での臨床実習を通じ、国際的視野を持った先導的な薬剤師として必要な知識・技能・態度を修得する。	病院	必修
大学-24	薬学研究実践プログラム（症例研究実践コース）	22週間	80	臨床能力、研究能力の向上を目的とした臨床実習	病院	選択
	学部連携病棟実習	1週間	全員	医・歯・保健医療学部学生と合同のチーム医療実習	病院	必修
	学部連携地域医療実習	2週間	15	医・歯・保健医療学部学生と合同のチーム医療実習	薬局、病院、在宅医療現場	選択
大学-25	アドバンスト実務実習（病院）	12週間	3	がん等の高度薬学管理やチーム医療、多職種連携、多様な診療科での実習等	病院	選択
	アドバンスト実務実習（薬局）	4週間	3	在宅医療、多職種連携、地域住民を対象としたセルフメディケーション支援の実践、高度薬学管理の実習	薬局	選択
	海外実務研修	4週間	4	海外の薬学部生と実務的な内容について授業参加、薬局等医療機関見学等による研修	海外大学、薬局等医療機関	選択
	チーム医療	2日 1単位	33	医療現場で働く様々な職種の仕事内容・技術能力・視点を理解する。	他大学と連携したワークショップ（Zoomで実施）	選択
		実務実習終了後に、学生がより学びたい、又は成長できると思えるような薬剤師養成上有益なプログラムや施設を学生アンケートも踏まえ策定している。				
大学-26						
大学-27	地域医療コース実習・演習	11週間	60	在宅医療やセルフメディケーションの実践を通じ、地域医療における問題解決能力を養う実習	薬局	選択必修
	病院薬学コース実習・演習	13週間	60	標準実習で学んだ病院薬剤師業務を発展させ、適切な薬物治療の実践に関するアドバンスト実習	病院	選択必修
	健康薬学コース実習・演習	11週間	27	環境衛生、食品衛生、疾病の予防、薬事行政など幅広い保健衛生分野で活躍する薬剤師の育成を目指す実習	公的試験研究機関	選択必修
	臨床開発コース実習・演習	11週間	36	臨床開発の担い手となるために、様々な関連職種の業務の基本的知識・技能・態度を修得する実習	製薬企業等の臨床開発、医療機関の臨床試験（治験）現場	選択必修
	伝統医療薬学コース実習・演習	11週間	28	東洋医学を中心とした伝統医療を理解し、統合医療を実践的に学ぶ実習	漢方専門薬局・薬店、漢方専門製薬企業、鍼灸関連施設	選択必修
	海外医療コース実習・演習	11週間	20	海外（カナダ・イギリス・タイ）で実務研修を行うことで、国際感覚のある薬剤師を目指す実習		選択必修
		コース特別実習・演習は以上（他に学内に2コースあり）の中から一つを選択して履修する選択必修である。				
大学-28	アドバンスト実務実習	11週間	2～3	5年次の病院および薬局における実務実習を基礎とし、より高度な内容の、あるいは専門分野に特化した薬剤師業務についての知識、技能、態度を修得する。	病院/薬局	選択
大学-29						
大学-30	卒業研究	50日程度	5	臨床現場における実臨床をテーマとした研究	病院、薬局	必修

大学名	名称	時間数	学生数	目的・内容等	実習先	必修/選択
大学-31						
大学-32						
大学-33						
大学-34						
大学-35						
大学-36	コミュニティヘルスケア発展	5日間	5	地域医療・介護福祉施設での実践ならびに研究活動	薬局・病院・介護施設	選択
	コミュニティヘルスケア実践	5日間	5	僻地（沖縄、岡山等）での地域医療実習	薬局・病院・介護施設	選択
大学-37	アドバンストコース	8ヶ月	11	長期実務実習で修得した薬剤師としての知識・技能・態度の向上に加えて、臨床現場で求められる、より実践的な知識・技能・態度を身に付ける。	病院・薬局	選択
大学-38						
大学-39						
大学-40						
大学-41						
大学-42						
大学-43	在宅研修アドバンストプログラム	10日	10~20	医療系学生として、他職種と交流して在宅チーム医療を学ぶ実習	在宅療養支援診療所	選択
	京都薬科大学・京都橘大学合同IPE研修会	半日	10~20	薬学科、看護学科、理学療法学科、作業療法学科の学生が合同でシナリオによるSGDを実施	大学	選択
大学-44	多職種連携演習	3日間	2	看護学校の学生と合同の症例検討	病院	選択
大学-45	臨床カンファレンス	1~2週間	9	医学部・看護学部の臨床実習生と合同のチーム医療の実習	病院	選択
大学-46						
大学-47						
大学-48						
大学-49						
大学-50	IPW演習	30時間	50	医学部医学科や保健学科の臨床実習生と合同のチーム医療実習	病院	選択
大学-51	多職種連携総合臨床実習	5日	3	医学部・看護学部、リハビリテーション学部の学生と合同のチーム医療の実習	病院	
	多職種連携総合臨床実習は、単位外のアドバンスト教育として試行的に開始している段階です。					
大学-52						
大学-53						
大学-54						
大学-55						
大学-56						
大学-57						
大学-58						
大学-59						
大学-60	地域医療アドバンスト実務実習	2週間	10	在宅・へき地医療に特化した体験実習	薬局	選択
	臨床薬学アドバンスト実務実習	2週間	20	症例検討カンファレンス、治験業務、IRBへの参加する実習	病院	選択
	東洋医療薬学アドバンスト実務実習	2週間	10	漢方医学・漢方処方について実践的な理解を深める実習	薬局	選択
大学-61	アドバンスト実務実習	30日	3	チーム医療及び高度な臨床薬剤師業務の修得、臨床データを活用した臨床課題の解決	病院	選択
	実践地域医療	16時間	1	地域の保健・医療・福祉に積極的に貢献するために、在宅医療についての理解を深める	病院	選択

大学名	名称	時間数	学生数	目的・内容等	実習先	必修/選択
大学-62	地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業「山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師養成プログラム」	4週間	数名	僻地の医療機関等と協力して僻地医療・在宅医療に特化した実習（R5から実施）	当面は薬局	選択
大学-63						
大学-64	病院薬学実習	7日 2単位	2	精神科領域に特化した実習	病院	選択
	薬局薬学実習	7日 2単位	6	主にOTC、在宅、レセプトに関する実習	薬局	選択
大学-65	高次臨床実務実習Ⅰ	60時間	約10	専門領域における疾患の診断・治療に関する講義、外来・病棟実習等	大学病院	選択
	高次臨床実務実習Ⅱ	60時間	約10	前半は五島市・新上五島町での離島実習、後半は大学病院での各専門診療科実習	薬局・病院等	選択
大学-66						
大学-67						
大学-68						
大学-69						